

公共調達物の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
地域ITSに関するシンポジウム等運営支援 業務 随意 R2.1.8～R2.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 伊藤 正泰 茨城県つくば市旭1番地	R2.1.7	(公社)土木学会 東京都新宿区四谷1	5011105004847	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は地域ITSプロジェクトの実施による地域個別の課題解決の 支援を目的として、先行地域の知見を収集するため、国総研が行う 「地域ITSに関する意見交換会」および「シンポジウム」の運営支援を 行うとともに、結果について整理を行うものである。 本業務の実施にあたっては、グループ討議等の具体的な実施方法 やシンポジウムテーマ設定に必要な意見の整理方法等をふまえた意 見交換会を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に 密接に関係することから、企画競争に準ずる方式により公募を行っ た。 その結果、左記相手方は、入札説明書を交付した1者のうち、本業 務の実施条件を満たし企画提案を行った唯一の相手方であり、また、 業務実績、企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を 実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から左記相手方を選定し、随意契約するものである。	7,964,000	7,920,000	99.45%	-	公社	国認定	1者	
民族共生象徴空間の広報活動等委託 業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 水島 徹治 東京都千代田区霞が関2-1-2	R2.2.5	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7	1430005001164	民族共生象徴空間の管理については、「アイヌの人々の誇り が尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法 律」(平成31年法律第16号。以下「法」という。)第9条第1項に おいて、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法 人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴 空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適 正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通 じて一に限り、指定することとされているところである。 そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人とし て令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以 下「財団」という。)を指定したところであり、今般実施する「民 族共生象徴空間の広報活動等委託業務」は、法第9条第1項 の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、ウポ ボイを通じてアイヌ文化等の国民理解の促進等を図るため に、年間来場者数100万人を目指し、ウポボイの認知度向上 を図ることを目的とした広報活動及びウポボイの環境整備 、夜間営業時に実施するエンターテインメント性のあるプロ グラムの準備を実施するものである。したがって、本業務契約 の相手方としては、指定法人である財団しなく、法の規定に より、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法 (昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約す るものである。	3,345,609,000	3,345,609,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の記述を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。